

# 監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び第35条において準用される独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「大学」という。）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度（平成20事業年度）の業務及び会計について監査を行いました。

その結果につき、次のとおり報告します。

## 1. 監査方法の概要

役員会、経営協議会、教育研究評議会等の学内の重要な会議に出席し、審議内容や事業の報告を聴取し、また、業務及び会計に係る重要な文書の回付を受けるなどして業務内容の把握に努め、学長等から意見を求められた場合及び必要な場合には自ら意見を述べることにより恒常的に監査を行い、また、適宜大学及び各部局における業務及び財産の状況を実地に調査しました。

今般、大学の関係者及び会計監査人から第5期事業年度の報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 業務監査の結果

法令及び大学の事業計画等に基づき運営されており、事業に重大な影響を与える違法行為、不正及び誤謬はないものと認めます。

また、役員の職務執行に関し、国立大学法人法、大学学則等に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 会計監査の結果

① 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

② 事業報告書は、大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

③ 財務諸表及び決算報告書等は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

平成21年6月12日

国立大学法人群馬大学

監 事 鈴木伸一

監 事 山回謙治